

○産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則

平成20年11月7日

規則第73号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則を次のように定める。

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

(保管の届出)

第3条 条例第7条の規定による届出は、産業廃棄物保管届(別記第1号様式)により行わなければならない。

2 前項の産業廃棄物保管届には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 届出者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- (2) 産業廃棄物を保管しようとする土地及びその周辺の見取図
- (3) 産業廃棄物を保管しようとする土地の登記事項証明書
- (4) 産業廃棄物を保管しようとする土地について、届出者が所有権その他の使用する権原を有することを証する書類
- (5) 産業廃棄物の保管の状況を示す配置図及び断面図
- (6) 土地所有者等の事業計画に対する同意があったことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類又は図面

3 条例第7条第8号の規則で定める場合は、産業廃棄物を排出する事業場と同一敷地内で当該産業廃棄物を保管する場合とする。

(平23規則12・一部改正)

(保管の変更の届出)

第4条 条例第9条第1項の規定による届出は、産業廃棄物保管変更届(別記第2号様式)に、前

条例第2項各号に掲げる書類又は図面のうち変更に係るものを添付して行わなければならない。

- 2 条例第9条第2項の規定による届出は、変更があった日から起算して10日以内に、産業廃棄物保管者氏名等変更届(別記第3号様式)に、当該変更の内容を証する書類を添付して行わなければならない。

(保管の廃止の届出)

第5条 条例第10条の規定による届出は、産業廃棄物の保管を廃止した日から起算して10日以内に、産業廃棄物保管廃止届(別記第4号様式)により行わなければならない。

(搬入搬出管理簿)

第6条 条例第11条の搬入搬出管理簿には、条例第7条の規定による届出に係る土地における産業廃棄物の搬入又は搬出の状況について、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 搬入又は搬出を行った日
- (2) 産業廃棄物の種類ごとの搬入量、搬出量及び保管量
- (3) 搬入に係る産業廃棄物を排出した事業場又は従前の保管場所の名称
- (4) 搬出に係る産業廃棄物の運搬先である事業場又は保管場所の名称

2 前項の搬入搬出管理簿は、毎月末日までに、前月中における前項各号に規定する事項について、記載しなければならない。

3 第1項の搬入搬出管理簿は、1事業年度ごとに作成するものとし、翌事業年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(土壌基準)

第7条 条例第15条に規定する土壌基準は、別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準値を満たしていることとする。

2 前項の土壌基準に適合しているかどうかは、別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、同表の右欄に定める測定方法により測定した値により判断するものとする。

(水質基準)

第8条 条例第16条に規定する水質基準は、別表第2の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準値を満たしていることとする。

2 前項の水質基準に適合しているかどうかは、土砂等の埋立て等の区域内の浸透水を採取し、別表第2の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定方法に

より測定した値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第9条 条例第19条第2項第1号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 日本下水道事業団、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社
- (2) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立された国立大学法人及び大学
共同利用機関法人
- (4) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法
人
- (5) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (6) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により
設立された土地開発公社
- (8) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区
及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
- (9) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区
画整理組合
- (10) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定により認可された市街地再
開発組合
- (11) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4
条の規定により認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人(事業の目的に生活環境の
保全を含む知事が指定するものに限る。)

(条例第19条第2項第4号の規則で定める特定事業)

第10条 条例第19条第2項第4号の規則で定める特定事業は、次の各号に掲げる施設等(継続して使用されているものに限る。)の本来の機能を保全するために行う特定事業とする。

- (1) 運動場、駐車場その他これらに類する施設
- (2) 農産物等の生産の用に供する農地

(申請の書面等)

第11条 条例第20条第1項の申請書は、特定事業許可申請書(別記第5号様式)によるものとする。

2 前項の特定事業許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
 - (2) 特定事業区域の面積を明らかにした求積図
 - (3) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
 - (4) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図(特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。)
 - (5) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
 - (6) 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類
 - (7) 特定事業区域内の土地について、特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類
 - (8) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書(別記第6号様式)及び当該検査の結果を証明する書面(計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。))が発行したものに限る。)
 - (9) 特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書
 - (10) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行つた場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
 - (11) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (12) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
 - (13) 直近3年分の財務諸表及び所得税(法人にあつては、法人税)の納税証明書
- 3 条例第20条第2項の申請書は、一時堆積事業許可申請書(別記第8号様式)によるものとする。
- 4 条例第20条第2項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる書類

- (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
 - (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、第2項第8号に掲げる書類
 - (4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図(特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。)
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 5 第2項第8号に規定する特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超えるときにあっては、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該区域ごとに行わなければならない。
- 6 前項の検査は、次の各号に掲げる場所及び方法によらなければならない。この場合において、土壌検査実施における留意点については、知事が別に定めるものとする。
- (1) 汚染状況の検査のために試料とする土砂等の採取は、前項の規定により区分された区域ごとに表土の地質の状況を的確に把握できると認められる場所において行うこと。
 - (2) 汚染状況の検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により行うこと。
- (平23規則48・一部改正)

第12条及び第13条 削除

(軽微な変更)

第14条 条例第24条第1項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる事項の変更とする。

- (1) 条例第19条第1項の許可を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (2) 特定事業を管理し、監督する事務所の所在地
- (3) 現場責任者の職名、氏名及び住所
- (4) 特定事業に用いる土砂等の数量(量を減少させるものに限る。)
- (5) 特定事業を行う期間(期間を短縮させるものに限る。)
- (6) 特定事業に用いる土砂等の採取場所又は搬入計画

(変更の許可の申請等)

第15条 条例第24条第2項の申請書は、特定事業(一時堆積事業)変更許可申請書(別記第9号様式)によるものとし、第11条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる書類のうち、変更

係る書類を添付して行わなければならない。

- 2 条例第25条の規定による届出は、軽微な変更をした日から起算して10日以内に、特定事業変更届出書(別記第10号様式)により行わなければならない。
- 3 前項の特定事業変更届出書には、前条第1号に掲げる事項の変更の場合にあつては条例第19条第1項の許可を受けた者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)、前条第4号に掲げる事項の変更の場合にあつては特定事業に用いる土砂等の量を計算した計算書を添付しなければならない。

(平23規則48・一部改正)

(土砂等の搬入の届出)

第16条 条例第26条の規則で定める量は、4,000立方メートルとし、同条の規定による届出は、土砂等搬入届出書(別記第11号様式)により行わなければならない。

- 2 条例第26条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書面又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(別記第12号様式)とし、同条の当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、土壌の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面(環境計量士が発行したものに限る。)とする。
- 3 前項に規定する検査の結果を証明する書面を作成するために行う土砂等の分析は、別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により行わなければならない。
- 4 条例第26条の土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 土砂等(採取場所が県内である場合に限る。)が、国等による事前の地質データの蓄積、現場の状況等から判断して周辺の自然的要因によって土壌基準不適合となるおそれがないとあらかじめ知事が認めたとき。
 - (2) 土砂等が、採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であつて、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等を受けていることを証する書面が添付されたとき。
 - (3) 土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う場所(当該場所におい

て土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。)から搬出された土砂等である場合であつて、条例第26条の規定により知事に対してなされた届出に係る同条に規定する当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面及び当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面の写しが添付されたとき。

(4) その他当該土砂等について、周辺への汚染のおそれがないと知事が認めたとき。

(平23規則48・一部改正)

(土砂等管理簿)

第17条 条例第27条の土砂等管理簿には、特定事業で使用された土砂等の採取場所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段

(2) 特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量

2 前項の土砂等管理簿は、毎月末日までに、前月中における前項各号に掲げる事項について、記載しなければならない。

3 第1項の土砂等管理簿は、当該特定事業を完了した日、廃止した日又は当該特定事業に係る許可を取り消された日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

(着手報告)

第18条 条例第28条の規定による報告は、特定事業に着手した日から起算して10日以内に、特定事業着手報告書(別記第13号様式)により行わなければならない。

(土砂等の量の報告)

第19条 条例第29条の規定による報告は、特定事業を開始した日から起算して6月ごとに当該6月を経過した日から起算して3週間以内(特定事業を完了し、又は廃止した場合にあつては、条例第32条第1項の規定による届出をするとき)に、特定事業場状況報告書(別記第14号様式)に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した特定事業区域の写真

(2) 土砂等の搬入元に関する書類

(3) その他知事が必要と認める書類

(水質検査)

第20条 条例第30条第1項に規定する水質検査は、特定事業を開始した日から起算して6月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、特定事業を開始した日から起算して3月ごとに行わなければならない。

2 条例第30条第2項に規定する水質検査のための試料の採取は、知事が指定する職員の立

会の下に行うものとし、当該試料の採取は、知事が指定する期日に行わなければならない。

- 前2項の水質検査は、特定事業区域内の浸透水を採取し、別表第2の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により行わなければならない。
- 前3項の水質検査実施における留意点については、知事が別に定めるものとする。

(平23規則48・一部改正)

(土壌検査)

第21条 前条第1項の規定は、条例第30条第1項に規定する土壌検査について、前条第2項の規定は、条例第30条第2項に規定する土壌検査のための試料の採取についてそれぞれ準用する。

- 条例第30条第1項又は第2項に規定する土壌検査は、別表第1の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ土砂等の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、同表の右欄に定める測定方法により行わなければならない。
- 前項の土壌検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超えるときは、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該区域ごとに行わなければならない。
- 前3項の土壌検査の実施における留意点については、知事が別に定めるものとする。
- 条例第30条第5項の規則で定める検査は、第2項の土壌検査及び土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同規則第6条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法により測定する検査(以下「土壌含有量検査」という。)とする。ただし、土壌含有量検査に係る生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準は、同規則別表第3の下欄に掲げる要件のとおりとする。

(平25規則4・一部改正)

(水質検査等の報告)

第22条 条例第30条第3項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる時期に、特定事業水質・土壌検査報告書(別記第15号様式)により行わなければならない。

検査の区分	時期
条例第30条第1項に規定する水質検査又は土壌検査(特定事業が一時堆積事業である場合を除く。)	特定事業を開始した日から起算して6月ごと に当該6月を経過した日から起算して3週 間以内

特定事業が一時堆積事業である場合における条例第30条第1項に規定する水質検査又は土壌検査	特定事業を開始した日から起算して3月ごと に当該3月を経過した日から起算して3週間以内
条例第30条第2項に規定する水質検査及び土壌検査	知事が別に指定する日

2 前項の特定事業水質・土壌検査報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証する書面(環境計量士が発行したものに限る。)

(平23規則48・一部改正)

(標識の掲示等)

第23条 条例第31条第1項の規定による標識の掲示は、縦及び横それぞれの長さが90センチメートル以上の標識により行わなければならない。

2 条例第31条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 許可の期間
- (3) 特定事業の目的
- (4) 特定事業場の所在地
- (5) 特定事業を行う者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、住所及び電話番号
- (6) 特定事業を管理し、監督する事務所の所在地及び電話番号
- (7) 現場責任者の氏名
- (8) 特定事業に用いる土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあつては、土砂等の搬入予定量及び搬出予定量)
- (9) 特定事業を行う期間
- (10) 特定事業区域の面積
- (11) 特定事業場の見取図

3 条例第31条第2項の境界を明らかにする表示は、境界の屈曲点その他必要な地点に境界標を設置して行わなければならない。ただし、擁壁、側溝その他の構造物により境界を明らかにすることができる場合にあつては、この限りでない。

(平23規則48・一部改正)

(特定事業の完了等の届出)

第24条 条例第32条第1項の規定による特定事業の完了又は廃止の届出は、特定事業を完了した場合にあっては完了した日から起算して15日以内、特定事業を廃止した場合にあっては廃止した日から起算して30日以内に、特定事業完了(廃止)届出書(別記第16号様式)により行わなければならない。

2 条例第32条第1項又は第2項の規定による特定事業の休止に係る届出は、特定事業休止(再開)届出書(別記第17号様式)により行わなければならない。

3 条例第32条第8項の規定による特定事業の再開の届出は、あらかじめ、特定事業休止(再開)届出書により行わなければならない。

(承継の届出)

第25条 条例第33条第2項の規定による承継の届出は、条例第19条第1項の許可を受けた者の地位を承継した日から起算して30日以内に、特定事業承継届出書(別記第18号様式)により行わなければならない。

(立入検査の証明書)

第26条 条例第39条第2項の証明書は、別記第19号様式によるものとする。

(平25規則4・一部改正)

(書類の提出部数)

第27条 条例及びこの規則により知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本3部とする。

(補則)

第28条 この規則に定めるもののほか、生活環境の保全等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認

可を取り消されたものを除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第9条の規定を適用する。

(宅地造成等規制法等の一部改正に伴う経過措置)

- 3 別表第3の規定の適用については、令和5年5月26日から起算して2年を経過する日(宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(次項において「新法」という。)第10条第4項の規定による公示がされた場合にあつては当該公示の日の前日)までの間に限り、同表中「宅地造成等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法」とする。

(令5規則28・追加)

- 4 別表第4の規定の適用については、令和5年5月26日から起算して2年を経過する日(新法第10条第4項の規定による公示がされた場合にあつては当該公示の日の前日)までの間に限り、同表中「宅地造成等規制法施行令」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)による改正前の宅地造成等規制法施行令」とする。

(令5規則28・追加)

附 則(平成23年3月16日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月30日規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(平成25年2月15日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年11月8日規則第71号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号)第26条の規定による届出をした者の当該届出をした土砂等の搬入に係る土壌基準については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月10日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月30日規則第60号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第144号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(令和5年4月11日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、附則第2項の次に2項を加える改正規定は、同年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(令和6年3月29日規則第23号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別記第3号様式の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1(第7条、第11条、第16条、第21条関係)

(平27規則21・平28規則71・平31規則28・令2規則43・令2規則60・令5規則28・一部改正)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法(規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。)付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。)付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法

総水銀	検液1リットルにつき0.0005 ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミ リグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミ リグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニ ル又は塩化ビニ ルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミ リグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方 法
1, 2—ジクロロ エタン	検液1リットルにつき0.004ミ リグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定め る方法
1, 1—ジクロロ エチレン	検液1リットルにつき0.1ミリ グラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロロ エチレン	検液1リットルにつき0.04ミ リグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規 格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—トリク ロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグ ラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
1, 1, 2—トリク ロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミ リグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
トリクロロエチ レン	検液1リットルにつき0.01ミ リグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
テトラクロロエ チレン	検液1リットルにつき0.01ミ リグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
1, 3—ジクロロ プロペン	検液1リットルにつき0.002ミ リグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法

チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサ	検液1リットルにつき0.05ミリ	環境基準告示付表8に掲げる方法

ン	リグラム以下	
---	--------	--

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「土壤基準告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の左欄中「有機^{りん}」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 この表の中欄中「検液中に検出されないこと。」とは、同表の右欄に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第16条第1項に規定する汚染土壤に該当する土砂等であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものに対するこの表の適用については、同表1、4—ジオキサンの項に限り適用する。
 - (1) 当該土砂等が土壤汚染対策法第16条第1項に規定する要措置区域等内の土砂等であることが確認できること。
 - (2) 当該土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われる場合又は当該土砂等が土砂等の埋立て等の用に供する土地の表土である場合にあつては、土地の形質の変更に当たりこの表の左欄に掲げる項目に係る物質(1, 4—ジオキサンを除く。)の飛散又は流出を防止するために必要な措置が講じられるものであること。
 - (3) (2)の場合において、当該土砂等により人の健康の保護及び生活環境の保全に支障が生ずるおそれがないと認められるものであること。

別表第2(第8条、第20条関係)

(平27規則21・平28規則71・平31規則28・一部改正)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法

		法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2(規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、規格K0170—7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒 ^ひ 素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス—1, 2—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

ロロエタン	ラム以下	に定める方法
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)(注(2)第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラ

		フ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 この表の左欄中「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 この表の中欄中「検出されないこと。」とは、同表の右欄に定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 土壌基準告示の付表に定める方法によりろ過して検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

別表第3(第11条、第13条関係)

(平27規則21・令6規則23・一部改正)

- 1 砂防法(明治30年法律第29号)第4条第1項の許可を要する行為
- 2 土地改良法の規定に基づく土地改良事業
- 3 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第39条第1項の許可を要する行為
- 4 港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の許可を要する行為
- 5 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項及び第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を要する行為
- 6 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の許可を要する行為
- 7 土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の許可を要する行為
- 8 都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項の許可を要する行為
- 9 海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項及び第8条第1項の許可を要する行為
- 10 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の許可を要する行為

- 11 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可を要する行為
- 12 河川法(昭和39年法律第167号)第26条第1項、第27条第1項、第29条第1項、第55条第1項及び第57条第1項の許可を要する行為
- 13 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項及び第2項の許可並びに同法第59条第4項の認可を要する行為
- 14 都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の許可を要する行為
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可を要する行為
- 16 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項の許可を要する行為
- 17 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第10条第1項の許可を要する行為

別表第4(第12条関係)

(平23規則48・一部改正)

- 1 特定事業区域の地盤に滑りやすい土質の層又は軟弱地盤のある層があるときは、その地盤に滑り又は沈下が生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 斜面上の地盤において、特定事業を施工する場合にあっては、特定事業を施工する前の地盤において、特定事業に使用された土砂等の滑動を防ぐ措置として、原則として段切り、排水対策が講じられていること。
- 3 特定事業を行う場所から上下流域に対して、次の事項を遵守すること。
 - (1) 埋立て及び盛土又は切土等によって、原則として現況の流域を変更してはならないこと。
 - (2) 防災工事を先行し、埋立て及び盛土等の行為は、上下流に対する安全を確保した上、施工すること。
 - (3) 工事を施工するときは、この基準によるほか、関係法令による基準を遵守すること。
 - (4) 土砂等の流出及び濁水流出を防止するための必要な措置を講ずること。
- 4 土砂等の埋立て等の高さ(特定事業により生じた法面(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。以下同じ。)の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。)及び法面の勾配は、次の表の左欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定

める土砂等の埋立て等の高さ及び右欄に定める法面の勾配とする。

土砂等の区分		土砂等の埋立て等の高さ		法面の勾配
1 砂、 れき 礫、砂 質土、 れき 礫質 土、通 常の施 工性が 確保さ れる粘 性土及 びこれ らに準 ずるも の	(1) 建設業に属する事業を行 う者の再生資源の利用 に関する判断の基準とな るべき事項を定める省令 (平成3年建設省令第19号) 別表第1に規定する第1種 建設発生土、第2種建設発 生土及び第3種建設発生土	安定計算を行 った場合	安全が確保され る高さ	垂直1メートルに 対する水平距離が 1.8メートル以上の 勾配
	(2) その他	その他	10メートル以下	
2 その他		安定計算を行い、安全が確保され る高さ		

- 5 特定事業に起因する災害が発生することがないように排水対策が講じられていること。
- 6 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土砂等の埋立て等の高さが5メートルごとに幅が1.5メートル以上の小段を設け、当該小段及び法面には雨水その他の地表水による法面の崩壊を防止するための排水溝の施設が設置されていること。
- 7 盛土の安定を図るための地下水排除工の施工が講じられていること。
- 8 特定事業の施工において切土を行う場合にあっては、切土面の土質に応じた安定勾配とし、切土面は法面の安定が保たれる法面保護工の施工が講じられていること。
- 9 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透水による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締め固める等の措置が講じられていること。
- 10 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 11 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して

保護する措置が講じられていること。

- 12 特定事業区域(法面を除く。)は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第5(第12条関係)

(平23規則48・一部改正)

- 1 特定事業場の隣接地と特定事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

特定事業区域の面積	幅
5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

- 2 土砂等の堆積の高さが3メートル以下であること。
- 3 土砂等の堆積の法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

産業廃棄物保管届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

現場責任者	住所		
	職名、氏名		
産業廃棄物の保管をする土地の所在及び地番			
産業廃棄物の保管をする土地の所有者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所			
産業廃棄物の保管をする土地の面積			
保管をする産業廃棄物の種類及び数量	種類	数量 (m ³)	
	-----	-----	
	-----	-----	
	-----	-----	
	-----	-----	
産業廃棄物の保管を開始する日		年 月 日	
当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画		別紙の1のとおり	
産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容		別紙の2のとおり	
参 考			

別紙

1 当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画

搬入 及 び	搬入及び搬出をする期間		搬入 搬出	年 月 日から 年 月 日から	年 月 日まで 年 月 日まで	
	搬入及び搬出の方法	運搬に従事する者	届出者・産業廃棄物収集運搬業者 (業者名：)			
		運搬に使用する車両の積載量				
		搬入及び搬出の頻度	搬入	1日当たり	台	
		搬出	1日当たり	台		
搬出	産業廃棄物の排出場所 又は従前の保管場所					
	搬出の目的		新たな保管場所における保管・処分			
	搬出先					
保管	保管をする期間		年 月 日から 年 月 日まで			
	保管の目的					
	保管後の処分計画		1 処分を予定する時期 (年 月)			
			2 処分の形態 (自ら処分 ・ 産業廃棄物処分業者に委託)			
3 委託する場合の委託事業者名						

2 産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容

発生を防止する必要がある支障の種類	飛散 ・ 流出 ・ その他 ()
講ずる措置の内容	

備考 該当事項は、○で囲むこと。

産業廃棄物保管変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管をする土地の所在及び地番		
変更の内容	変更前	変更後
変更予定年 月 日	年 月 日	
変更の理由		
参 考		

備考

産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画又は産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容を変更する場合は、別記第1号様式の別紙に記入すること。

産業廃棄物保管者氏名等変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管をする 土地の所在及び地番		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年 月 日		年 月 日
変更の理由		
参 考		

備考

変更があつた日から起算して10日以内に届け出ること。

産業廃棄物保管廃止届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管をする土地の所在及び地番	
産業廃棄物の保管を廃止した年月日	年 月 日
廃止の理由	
参 考	

備考

産業廃棄物の保管を廃止した日から起算して10日以内に届け出ること。

特定事業許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 申請者
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第19条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

現場責任者の職名、 氏名及び住所	職名： 住所：	氏名：
特定事業区域の 所在地及び面積	所在地	特定事業場の面積 m ² うち特定事業区域の面積 m ²
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)	
特定事業に必要な施設及び事務所の 設置計画及び位置	別添のとおり	
特定事業を行う土地の所有者の 氏名（法人にあっては、名称及び 代表者の氏名）及び住所	氏名：	住所：
特定事業に用いる土砂等の 主な採取場所及び数量並びに 搬入及び搬出の計画	別紙のとおり	
特定事業を行う期間	年 月 日～ 年 月 日	
土砂等への廃棄物の混入の防止措置		
特定事業区域内の浸透水を 採取するための措置	別紙図面のとおり	
特定事業が完了した場合の 特定事業場の構造	別紙図面のとおり	
特定事業完了後の跡地に関する事項		

備考

- 「所在地」の欄には、特定事業場の所在地を地番まで記載すること。
- 「特定事業完了後の跡地に関する事項」欄について、跡地利用計画がない場合にあっては、周辺の環境保全のための緑化等を措置すること。

別記第6号様式（第11条、第16条、第22条関係）

検査試料採取調書

年 月 日

採取者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

別添土壤検査結果証明書（水質検査結果証明書）の検査試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の検査結果を証明する書面に記載された発行番号	
検 体 区 分	土砂等（表土・搬入・定期・廃止・完了） 浸透水（定期・廃止・完了）
採 取 年 月 日	年 月 日
採 取 日 の 天 候	
土砂等の採取の場合にあつては、採取深度	

備考

試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。

（日本産業規格A列4番）

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の面積を明らかにした求積図
- 3 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
- 4 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 5 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 6 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
- 7 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
- 8 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したのものに限る。）
- 9 特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書
- 10 直近3年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書
- 11 特定事業許可申請に係る申告書
- 12 誓約書
- 13 その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

別紙

特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等				
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入 期間	搬入 時間	備考
			～	～	
			～	～	
			～	～	
			～	～	
			～	～	

搬出先・搬出先事業者名	搬出計画等				
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬出 期間	搬出 時間	備考
			～	～	
			～	～	

注 備考欄には、運搬事業者、1日当たりのトラックの搬入台数等を記載すること。

特定事業許可申請に係る申告書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

申請者

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

特定事業許可申請に際し、申請者の欠格事項について以下のとおり申告します。なお、この内容について、変更が必要となるに至ったときは、速やかに申し立てます。

〔 いずれかに○印をつけること。なお、虚偽の申告をした場合には、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第34条第1項第3号の規定により、許可を取り消すことがある。 〕

事 項		申請者	役員等	法定代理人	使用人	親子会社等
役員等、法定代理人、使用人及び親子会社等の欄は、該当者がいる場合、該当に○印をし、以下について申告すること。			該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
①	条例第17条第2項若しくは第3又は第35条第1項若しくは第2項の規定により命令を受け、必要な措置を完了していない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
②	条例第34条第1項各号（第7号を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過しない者を含む。）	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
③	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
④	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑤	土砂等の埋立て等を行うに際し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定（投棄禁止）に違反し、同法の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑥	条例第34条第1項の規定により特定事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑦	土砂等の埋立て等に関する法令等の規定に基づく行政庁の命令に違反している者 ※ただし、上記①及び⑥を除く。	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当
⑧	土砂等の埋立て等に関する法令等に係る違反を繰り返し、行政庁の行政指導が累積しており、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる状態のまま放置している者	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当	該 当 非該当

備考

1 役員等

法人における役員等、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者を含む。

2 法定代理人

申請者が未成年であって、親権者又は未成年後見人（1に該当する者を除く。）

3 使用人

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者（1及び2に該当する者を除く。）

a 本店又は支店（商人以外の者）にあっては、主たる事務所又は従たる事務所

b aに掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

4 親子会社等

申請者を除く次に掲げる者（1から3までに該当する者を除く。）

a 申請者と商法上の親会社又は子会社の関係にある法人

b 申請者（法人にあっては、その代表者）が代表者である法人（ただし、実質的に同一主体である場合に限る。）

c 申請者（法人にあっては、その代表者）の配偶者若しくは二親等内の親族又はこれらの者が代表者である法人（実質的に同一主体である場合に限る。）

別記第7号様式の2（第11条関係）

誓約書（法人用）

当法人（当社）は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号。以下「条例」という。）第19条又は第24条の規定による許可の申請に際し、自らが次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）となっている事業者
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した事業者
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた事業者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している事業者
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した事業者

年 月 日

和歌山県知事

様

住所

名称

代表者職氏名

別記第7号様式の3（第11条関係）

誓約書（個人用）

私は、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号。以下「条例」という。）第19条又は第24条の規定による許可の申請に際し、自らが次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した者
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した者

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

一時堆積事業許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
 申請者
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第19条第1項の規定により、一時堆積事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

現場責任者の職名、氏名及び住所	職名： 氏名： 住所：
特定事業区域の所在地及び面積	所在地 特定事業場の面積 m^2 うち特定事業区域の面積 m^2
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)
特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置	別添のとおり
特定事業を行う土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	氏名： 住所：
特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）	別紙のとおり
一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	搬入予定量 m^3 (1日平均 m^3) 搬出予定量 m^3 (1日平均 m^3)
一時堆積事業を行う期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等への廃棄物の混入の防止措置	
特定事業場の構造	別紙図面のとおり
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別紙図面のとおり
特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置	別紙図面のとおり

備考 「所在地」の欄には、特定事業場の所在地を地番まで記載すること。

特定事業（一時堆積事業）変更許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
申請者
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で許可を受けた事項について変更したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第24条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可番号等	年 月 日 第 号	
変更した事項の内容	変更後	変更前
変更の理由		

次に掲げる書類のうち添付している書類について、○印を付すること。

I 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る申請の場合

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の面積を明らかにした求積図
- 3 特定事業場の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取り図
- 4 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 5 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 6 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
- 7 特定事業区域内の土地について、当該特定事業区域に係る特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
- 8 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したのものに限る。）
- 9 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
- 10 直近 3 年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書
- 11 特定事業許可申請に係る申告書
- 12 誓約書
- 13 その他知事が必要と認める書類

II 特定事業（一時堆積事業）の変更に係る申請の場合

- 1 I の 1 から 3 まで、5 から 7 まで及び 10 から 12 までに掲げる書類
- 2 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- 3 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、I の 8 に掲げる書類
- 4 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 5 その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- 2 特定事業区域の面積を明らかにした求積図
- 3 特定事業場の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
- 4 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 5 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があったことを証する書類
- 6 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があったことを証する書類
- 7 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- 8 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
- 9 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- 10 直近 3 年分の財務諸表及び所得税（法人にあっては、法人税）の納税証明書
- 11 特定事業許可申請に係る申告書
- 12 誓約書
- 13 その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

特定事業変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
届出者
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で許可を受けた事項について変更したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 25 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項の内容	変 更 後	変 更 前
変 更 の 理 由		
添付書類 1 特定事業の許可を受けた者の氏名、住所を変更する場合にあつては、住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書） 2 特定事業に使用される土砂等の量（土砂等の量を減少させるものに限る。）を変更する場合にあつては、土砂等の量を計算した計算書		

備考

特定事業の変更があつた日から起算して 10 日以内に届け出ること。

土砂等搬入届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
届出者
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で許可を受けた特定事業について、土砂等を搬入したいので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 26 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

土砂等の採取場所の所在地	
土砂等の採取場所の責任者の住所、氏名及び電話番号	別添のとおり
土砂等の搬入予定量	当該採取場所からの搬入予定量 m ³ (うち今回の搬入量 m ³)
土砂等の搬入期間	年 月 日～ 年 月 日
土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号	
添付書類 1 土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書類又は当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書 2 検査試料採取調書及び当該土砂等の検査結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第 16 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合にあつては、これら書面の添付を省略することができる。 3 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則第 16 条第 4 項第 2 号に該当する土砂等である場合にあつては、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証明する書面及び採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可を受けていることを証明する書面	

土砂等発生元証明書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

発生元事業者

責任者氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

土砂等の発生について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合には、建設工事等の概要	工事名	
	発注者	
	工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
当該工事に係る土砂等の発生量		m ³ (うち今回の搬出量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量		m ³ (4,000m ³ 以内)
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無		有 ・ 無
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）		
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号）		

特定事業着手報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
報告者
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

土砂等の埋立て等に着手したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 28 条の規定により、次のとおり報告します。

許 可 番 号 等	年 月 日 第 号
特 定 事 業 の 施 工 期 間	年 月 日～ 年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日
土 砂 等 搬 入 届 出 書 の 提 出 年 月 日	年 月 日

備考

特定事業に着手した日から起算して 10 日以内に報告すること。

特定事業場状況報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
報告者
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 29 条の規定により、特定事業場の状況を次のとおり報告します。

許 可 番 号 等	年 月 日	第 号
特 定 事 業 区 域 の 面 積 (一時堆積事業である場合の 実施済面積は、堆積されて いる面積とする。)	m ² (うち実施済面積 m ²)	
特定事業が一時堆積事業以外の 場合にあつては、特定事業に 使用された土砂等の量	m ³	
特定事業が一時堆積事業である 場合にあつては、土砂等の 搬入量及び搬出量	搬入量	m ³
	搬出量	m ³
今 回 の 報 告 に 係 る 期 間	年 月 日～	年 月 日

備考

特定事業を開始した日から起算して6月ごとに当該6月を経過した日から起算して3週間以内に報告すること。

特定事業水質・土壌検査報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

報告者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 30 条第 3 項の規定により、水質検査 (土壌検査) の結果を次のとおり報告します。

許可番号等	年 月 日 第 号
検査の区分	水 質 ・ 土 壌
検査試料採取場所	別添書類及び現場写真のとおり
検査試料採取年月日	年 月 日
検査結果	別添 の と お り

備考

- 1 不要な部分を線で消すこと。
- 2 計量証明における試料採取は、計量証明を行う者の計量管理の下で行うこと。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真
 - (2) 水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書
 - (3) 水質検査又は土壌検査の結果を証明する書面 (環境計量士が発行したものに限る。)

別記第 16 号様式 (第 24 条関係)

特定事業完了 (廃止) 届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
届出者
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定事業を完了 (廃止) したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 32 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年 月 日 第 号
完了 (廃止) 年 月 日 等	計画期間 年 月 日 ~ 年 月 日 完了 (廃止) 年月日 年 月 日
検査希望日	年 月 日
完了 (廃止) した 特定事業区域の 構造	別添のとおり

備考

- 1 不要な部分を線で消すこと。
- 2 特定事業を完了した場合にあつては、完了した日から起算して 15 日以内、特定事業を廃止した場合にあつては、廃止した日から起算して 30 日以内に届け出ること。

(日本産業規格 A 列 4 番)

特定事業休止（再開）届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
届出者
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定事業を { 2月以上休止する
2月以上休止した
再開する } ので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適

正処理防止に関する条例第32条 { 第1項
第2項
第8項 } の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年 月 日	第 号
休止（再開） 年 月 日 等	計画期間 年 月 日～ 休止（再開）年月日 年 月 日 休止期間 年 月 日～	年 月 日
特定事業の休止の場合にあつては、特定事業区域以外の地域への当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁の対策のために必要な措置		
特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積		m ²

備考

不要な部分を線で消すこと。

特定事業承継届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
届出者
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第 19 条第 1 項の許可を受けた者の地位を承継したので、同条例第 33 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号等	年 月 日 第 号
承継前の事業者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
添付書類 1 地位の承継の事実を証する書面 2 地位の承継をした者の住民票の写し (法人にあつては、登記事項証明書) 3 工事の経歴等及び資金計画書	

備考

特定事業の許可を受けた者の地位を承継した日から起算して 30 日以内に届け出ること。